

※以下の内容は公募時点での案文であり、今後、変更が加わる可能性があります。

東京都創薬・医療系スタートアップ育成支援事業に関する包括協定書

東京都（以下「甲」という。）と創薬・医療系スタートアップ育成支援事業エコシステム形成支援者（プロモーター）である●●●●（以下「乙」という。）は、「東京都創薬・医療系スタートアップ育成支援事業」（以下、「本事業」という。）に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 高付加価値型である創薬・医療関連産業は、革新的な医薬品・サービス等が開発されることで、東京の経済の活性化につながるとともに、都民・国民の健康長寿の実現に寄与するポテンシャルを有している。また、新型コロナウイルスワクチン開発において活躍するなど、創薬・医療系スタートアップの存在感は世界的に高まっている。「世界一のスタートアップ都市・東京」の実現を加速させていくためには、これまでの支援実績を活かすとともに、製薬企業、大学・研究機関や投資家等が集積する東京の強みを活かし、更なる外部リソースの巻き込みを図りながら事業を進めていく事が重要である。本事業は、同分野のスタートアップのスケールアップやシーズの掘り起こし支援、投資促進・リソース確保等、同分野のオープンイノベーションを加速させるとともに、支援環境充実を目的とし、創薬・医療系スタートアップのエコシステム形成を目指すものである。本協定により、その実施に当たって、必要な基本的事項を定める。

（協定期間）

第2条 本協定書の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。各年度における詳細については、本協定の第3条に定める年度協定に基づくものとし、本協定の第8条に基づく事由以外においては解除できないものとする。

なお、令和5年度又は令和6年度東京都歳入歳出予算に本事業に係る予算が計上されなかった場合においては、その時点で事業終了となる場合がある。

（年度協定等）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結後速やかに、翌年度については年度の開始後速やかに、以下の事項を定めるための年度別の協定（以下「年度協定」という。）を締結するものとする。

- (1) 当該年度における本事業の実施内容
- (2) 当該年度における協定金額の決定
- (3) その他必要な事項

2 第1項に定める年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、本協定を締結する年度にあっては、年度協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。

(事業責任者)

第4条 乙は、本事業の実施に際し、自己の分担業務実施の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を事業責任者として選任すること。事業責任者は、甲との連絡調整や事業の進捗管理及び報告、現場での執行に係る責任の全てを負うものとする。

(本事業の内容)

第5条 次の各号の内容について、乙が作成した応募時の企画(以下「事業計画」という。)に基づき、甲と乙が連携して実施する。なお、事業計画に係る各年度の計画については、年度協定にて定める。

- (1) スタートアップ支援者の育成
- (2) コミュニティ形成及び活性化
- (3) 効果的な情報発信
- (4) スタートアップ支援
- (5) その他、乙が本事業趣旨達成に向けて必要と判断する企画

(責務)

第6条 甲は、乙の本事業の趣旨に沿った事業計画に基づく取組を支援するとともに、その成果に対し、応分の負担として協定金を支払うものとする。乙は、事業計画に基づき第5条で掲げた事業の内容が着実に進むよう、甲及び各関係機関と連携しながら取組を計画的かつ誠実に実施するものとする。

(役割分担)

第7条 本事業の実施における甲乙の業務分担は、次のとおりとする。

- (1) 甲の業務分担
 - ア 事業計画の実施等に係る協議及び助言に関すること
 - イ 事業計画に基づく取組の検証・評価
 - ウ 協定金の支出(甲は乙に対し、協定金の支出以外に、一切の債務を負わない。)
 - エ その他採択事業の円滑な実施に向けて甲が必要と認めることを行うこと
- (2) 乙の業務分担
 - ア 創業・医療系スタートアップの支援環境全体を総合企画・整備・支援をすること
 - イ 本事業に関する都民への発信を行うこと
 - ウ その他採択事業の円滑な実施に向けて甲が必要と認めることを行うこと
- (3) 甲は、自己の分担業務について、第三者に委託し、本事業の実施に当たり必要な情報をその受託者と共有できるものとする。

(甲乙の解除権及び解除に伴う措置)

第8条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく反したとき
- (2) 甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要が生じたとき
- (3) 乙の本事業の執行上、ふさわしくない行為があったとき
- (4) 荒天・天変地異などの影響によりやむを得ず中止する場合

また甲は、乙の責めに帰すべき理由により本協定を解除することになった場合は、状況に応じて、乙に対して協定金の返還を求めることができる。

(暴力団等の排除)

第9条 乙は、採択事業を実施するに当たり、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例平成23年東京都条例第54号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（東京都暴力団排除条例平成23年東京都条例第54号第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること
- (2) 甲に報告すること
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

(個人情報の取扱い)

第10条 甲及び乙が、分担業務により取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とし、他人に漏らしてはならない。事業終了後においても同様とする。

甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。甲及び乙は、本事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

(裁判管轄)

第11条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(情報公開等)

第12条 本事業に関連し、甲が作成する資料及び乙が甲に対して提出する資料は公文書として取り扱い、個人情報に係る部分を除いて、原則として開示請求の対象となる。

(権利の帰属)

第13条 本事業の実施に当たり、乙の業務に付随して得られた成果・著作物に対する著作

権等は、乙に帰属するものとする。甲及び乙は、それぞれの事業において必要があると認める場合には、本件による成果物を無償で利用できるものとし、この場合甲及び乙は著作者人格権を行使しない。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本協定の履行に当たり、相手方から秘密である旨表示がなされて開示された資料、情報のほか、本事業に関連して知り得た利用者の個人情報及び利用者並びに相手方の技術上、学問上、経営上等の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として取り扱い、当該相手方の事前の書面による了承なく第三者へ開示又は漏洩しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 開示を受けた時にすでに公知となっていたもの
- (2) 開示を受けた時にすでに自己が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に自己の責によらない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 政府機関又は裁判所の命令により開示を要求されたもの

2 前項の守秘義務は、本協定期間終了後も存続する。

(情報の開示)

第15条 甲及び乙は、本協定期間中、自己が保有し、かつ本事業の実施に必要な資料、必要な秘密情報を相互に開示する。ただし、秘密漏洩禁止義務のもと、第三者から入手した資料・情報等の開示につき制約を受けるものについては、この限りではない。

2 甲及び乙は、前項により相手方から開示された一切の資料、情報を本事業の目的のみに使用し、その他の目的に使用しない。

(免責)

第16条 乙は次の各号に該当する事項については自らの責任で処理するものとし、甲はそれに起因又は関連して乙に生じた損害、損失、費用、事故その他一切の事象について責任を負わないものとする。

- (1) 支援先企業の解散、清算又は倒産手続等の開始若しくはその申立て
- (2) 支援先企業の重要な契約等の締結、変更、解約、解除又は終了
- (3) 本事業で支援したスタートアップ等に起因する事件・事故

(協定期間終了後の効力)

第17条 本協定が、期間満了又は解除等により終了した後においても、第8条（甲乙の解除権及び解除に伴う措置）、第9条（暴力団等の排除）、第10条（個人情報の取扱い）、第11条（裁判管轄）、第12条（情報公開）、第13条（権利の帰属）及び本条の規定は存続するものとする

(その他)

第18条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定する。

本協定締結の証として本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各々1通を保有することとする。

令和 年 月 日

(甲) 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
名称 東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

(乙) 所在地
商号または名称
代表者